

平成 26 年度
社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会 保育所有期雇用職員募集要項（保育士）

《平成 26 年 5 月 20 日》

本会は、公共性を持つ民間組織です。地域住民の皆さま方と福祉関係者の協力を得て、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指してさまざまな福祉事業に取り組んでいます。

平成 24 年 4 月より、しおや保育所を開所しました。

子どもが好き！子どもの笑顔が見たい！保育の仕事を通じて一緒に成長しよう！と想う方を募集します。

【 受 付 期 間 】 平成 26 年 5 月 20 日(火)～

【 応 募 方 法 】 履歴書と資格証（写）、面接カードを本会まで提出してください。
 ※追って、面接日時をお知らせします。

【 提出・送付先 】 (持参による場合)

平成 26 年 5 月 20 日 (火) ～ (土・日・祝を除きます。)
 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
 丸亀市保健福祉センター(ひまわりセンター)
 1 階 丸亀市社会福祉協議会

(郵送による場合)

特定記録郵便で、郵送してください。
 〒763-0034 香川県丸亀市大手町二丁目 1 番 7 号
 丸亀市社会福祉協議会 総務企画課

職 種	保育士 ※勤務成績、態度及び勤務状況、心身の健康状態、職務遂行能力、本会の経営状況を踏まえ、正規職員登用の機会あり																					
業 務 内 容	保育及びその他保育所運営に必要な業務																					
採用予定人員	1 名程度																					
必要な資格	保育士資格																					
契 約 期 間	～平成 27 年 3 月 31 日 ※採用日応相談																					
就 業 場 所	しおや保育所（丸亀市前塩屋町二丁目 1 番 17 号）																					
始業・終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事	<p>1 勤務時間及び休憩時間</p> <p>所定勤務時間は毎月 1 日を起算日とする 1 ヶ月単位の変形労働時間制によるものとし、1 週間の所定勤務時間は 1 ヶ月を平均して 40 時間以内とします。</p> <p>また、1 日の所定勤務時間は 7 時間 40 分以内とし、始業時刻、終業時刻及び休憩時間は次のとおりとし、各人ごとに月間勤務予定表に定め毎月 25 日までに翌月分を通知します。</p> <p>(1) 保育士</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>勤務割</th> <th>始業時刻</th> <th>終業時刻</th> <th>休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フルタイム</td> <td>1</td> <td>8:30</td> <td>16:55</td> <td rowspan="4">勤務の途中に交替で 45 分間休憩</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">時短</td> <td>2</td> <td>8:30</td> <td>16:30</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>9:00</td> <td>17:00</td> </tr> <tr> <td>パートタイム</td> <td>4</td> <td>9:00</td> <td>15:30</td> </tr> </tbody> </table>	区分	勤務割	始業時刻	終業時刻	休憩時間	フルタイム	1	8:30	16:55	勤務の途中に交替で 45 分間休憩	時短	2	8:30	16:30	3	9:00	17:00	パートタイム	4	9:00	15:30
区分	勤務割	始業時刻	終業時刻	休憩時間																		
フルタイム	1	8:30	16:55	勤務の途中に交替で 45 分間休憩																		
時短	2	8:30	16:30																			
	3	9:00	17:00																			
パートタイム	4	9:00	15:30																			

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>5</td> <td>8:30</td> <td>13:30</td> <td rowspan="3">休憩なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6</td> <td>9:00</td> <td>14:00</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7</td> <td>13:00</td> <td>17:00</td> </tr> </table> <p>※業務の都合やその他やむを得ない事情により、始業、就業の時刻及び休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げることがあります。</p> <p>2 所定時間外労働の有無 あり</p> <p>3 休日労働の有無 あり（保育所行事等）</p>		5	8:30	13:30	休憩なし		6	9:00	14:00		7	13:00	17:00
	5	8:30	13:30	休憩なし										
	6	9:00	14:00											
	7	13:00	17:00											
休 日	<p>日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）、その他本会が指定する日とします。</p> <p>※休日は1ヶ月を通じて8日以上となるよう、月間勤務予定表に定めます。</p>													
休 暇	<p>1 年次有給休暇 雇入れの日から起算して6ヶ月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した場合、労働基準法に定めるところにより付与します。</p> <p>2 その他の休暇 産前産後休業、母性健康管理のための休暇、育児時間及び生理休暇 子の看護休暇、介護休暇、育児休業等、介護休業等、特別休暇等</p>													
賃 金	<p>1 基本給 時給1,056円 ※雇用内容により2年目以降も在籍する場合は月給制となります。 (月給177,300円)</p> <p>2 諸手当 通勤手当 1日上限300円(月額上限6,000円) ※片路2km以上の場合、保育所有期雇用職員就業規則に基づき支給します。</p> <p>3 時間外労働、休日または深夜労働に対して支払われる割増賃金率 ① 時間外労働 法定超(25%)、所定超(0%) ② 休日労働 法定休日(35%)</p> <p>4 賃金締切日 毎月末日、賃金支払日 翌月10日</p> <p>5 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (互助会 有り)</p> <p>6 昇 給 なし</p> <p>7 期末手当 年2回 ※保育所有期雇用職員就業規則に基づき支給します。</p> <p>8 退職金 2年目以降、要件を満たした場合には社会福祉施設職員等退職手当共済制度の定めに基づき加入できます。</p>													
退職に関する こと	<p>1 定年制 なし</p> <p>2 自己都合退職の手続き (退職する30日以上前に届け出ること)</p> <p>3 解雇の事由及び手続き (就業規則の普通・懲戒解雇の条項及び解雇の予告条項による)</p>													
社会保険等	<p>1 社会保険の加入 加入要件を満たした場合適用します。</p> <p>2 雇用保険の適用 加入要件を満たした場合適用します。</p>													
更新の有無	<p>1 契約の更新の有無 更新する場合があります。</p> <p>2 契約の更新は次により判断します。 契約期間満了時の業務量、勤務成績、態度及び勤務状況、心身の健康状態、職務遂行能力、本会の経営状況</p>													
お問い合わせ 先	<p>社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会 総務企画課 〒763-0034 丸亀市大手町二丁目1番7号 TEL 0877-22-5700 Fax 0877-23-8110 ホームページアドレス http://www.marugame-shakyo.or.jp/</p>													